

最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆様こんにちは。日増しに寒さがつのる今日この頃、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。さて、今年も年末調整の時期となりました。今回のかわら版では、年末調整(定額減税)についてご紹介します。

年末調整（定額減税）について

令和6年分所得税について、定額による所得税の特別控除（以下「定額減税」といいます。）が実施されています。そして年末調整の際には、年末調整時点の定額減税の額（以下「年調減税額」といいます。）を算出し、年間の所得税額の計算を行います。

(1) 年末調整の際に定額減税の対象となる人

年末調整の対象となる人が、原則として年調所得税額から年調減税額を控除する年調減税の対象者となります。

ただし、年末調整の対象となる人のうち、給与所得以外の所得を含めた合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる人については、年調減税額を控除しないで年末調整を行うこととなります。
(注) 年末調整において合計所得金額が1,805万円を超えるかどうかを確認する際には、基礎控除申告書などにより把握した合計所得金額を用います。

(2) 年調減税額の計算

年調減税額は、「本人 30,000円」と「同一生計配偶者と扶養親族1人につき 30,000円」との合計額となります。

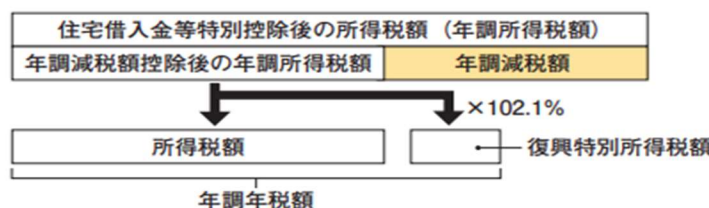
年調減税額の計算に当たっては、「扶養控除等（異動）申告書」や「配偶者控除等申告書」などから、年末調整を行う時の現況における同一生計配偶者の有無及び扶養親族（同一生計配偶者及び扶養親族はいずれも居住者に限ります。）の人数を確認することとなります。

なお、同一生計配偶者（居住者に限ります。）を年調減税額の計算に含めるためには、給与所得者が、「配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書（兼用様式）」にその配偶者を記載して提出する必要があります。

(3) 年調減税の控除

年調減税額の控除は、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除後の所得税額（年調所得税額）から、その住宅借入金等特別控除後の所得税額を限度に行います。また、年調減税額を控除した金額に102.1%を乗じて復興特別所得税を含めた年調年税額を計算します。

(注) 年末調整終了後に作成する「給与所得の源泉徴収票」には、定額減税に関する事項の記載が必要となります。



出展 国税庁「令和6年分年末調整のしかた」

詳しいことをお聞きになりたい際は、
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL : 092-726-2350